

諸外国における 高齢者雇用に関する制度

積極的な就業促進政策①アメリカ

供給側(求職者及び労働者)に対する施策(相談、援助等)

高齢者地域社会サービス雇用事業

- 開始年月 1965年
- 適用範囲 55歳以上で低所得の者
- 具体的内容 州・地方政府や、指定を受けた非営利団体が、事業の全経費は連邦政府の負担で、事業を実施する。対象者は、最低賃金相当の賃金を得ながら週20時間程度、福祉サービス業に従事する。
- 利用実績等 定員は約6万人であり、年間延べ約10万人程度の参加見込

需要側(事業主)に対する施策(助成措置等)

なし